**平成２５年（フ）第６５号**
青森県むつ市柳町３丁目16番20号　工藤ハイツＢ棟
債務者　坪　　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第７８号**
青森市桂木２丁目５番地14　コーポビクトリー102号
債務者　三上　　章
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第８５号**
青森市浪館前田３丁目27―40、住民票上の住所青森県黒石市相野163番地17
債務者　木村　　優
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６７４９号**
大阪市西成区太子１丁目２番16号　パークイン
債務者　髙嶋　常次
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８８４号**
大阪市大正区千島３丁目１番25―501号
債務者　眞鍋　正則
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８０７号**
大阪府寝屋川市境橋町１番27号
債務者　山口　利夫
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１１９号**
大阪市生野区生野東３丁目11番８―602号
債務者　黒門メガネことムサシメガネこと　辻岡　武蔵
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１８７号**
大阪市西成区鶴見橋１丁目１番23―607号
債務者　坂谷　和洋
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１９２号**
大阪市鶴見区焼野１丁目１番３―1204号
債務者　鮪横綱亭こと　上田　玄輝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２０８号**
大阪市鶴見区放出東３丁目２番２―602号、前住所大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目10番16号
債務者　福本　節子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２３０号**
大阪府池田市槻木町７番15―Ａ―602号
債務者　栗本　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２７７号**
大阪府高槻市上田辺町３番12―601号
債務者　西本　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３３５号**
大阪市生野区小路１丁目22―１、住民票上の住所大阪市生野区小路１丁目23番16号
債務者　横田　節子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６７２号**
大阪府門真市常盤町９番10―406号、前住所大阪府寝屋川市幸町18番11号
債務者　玉那覇　進
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７８０号**
大阪市西区江戸堀２丁目７番32―1101号
債務者　松本　美保
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７９６号**
大阪府大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　比嘉　勇也
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８４１号**
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―114号
債務者　田口　将数
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８５３号**
大阪市福島区吉野４丁目13番25―502号
債務者　横山富美子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部